

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特区制度の更なる透明性の確保、機能強化を図るため、第32回特区諮問会議（平成29年12月15日開催）で決定された方針を踏まえ、以下の内容を国家戦略特別区域基本方針に規定する。

1. 特区諮問会議を実質的な折衝の場として積極的に活用する

改正内容

これまでにも新たな規制の特例措置の調整にあたり、規制所管府省庁が規制・制度改革が困難と判断する場合には、諮問会議でその理由の説明を行うこととされていたが、「特区諮問会議を実質的な折衝の場として積極的に活用する」という諮問会議で決定した方針を踏まえ、適否を特区諮問会議が調査審議することを特区基本方針に明文化する。

基本方針改正(案)

下線を追記

新たな規制の特例措置の実現に向けた規制所管府省庁との調整は、諮問会議の実施する調査審議の中で、当該規制所管府省庁の長の出席を求めた上で実施する。その調整に当たり、規制所管府省庁がこれらの規制・制度改革が困難と判断する場合には、当該規制所管府省庁において理由の説明を行うこととし、諮問会議においても、必要に応じて、その適否を調査審議することとする。

2. 省庁間の協議に関する合意議事録を作成する

改正内容

諮問会議、WG以外の第三者を介さない省庁間の調整を行う場合においても、意思決定に至る過程を検証できるようにするため、一定の要件(*)を満たすときは、合意議事録を作成することを特区基本方針に規定する。

(*) 規制の特例措置の実現に向けた議論に重要な変更、決定が行われた場合で、当該調整の過程を明らかにしないと、意思決定に至る過程の検証が困難となる時。

基本方針改正(案)

諮問会議及びWG以外の場において内閣府及び規制所管府省庁が調整を行った場合であって、当該調整により規制の特例措置の実現に向けた議論に係る重要な変更等が生じ、当該調整の結果を明らかにしなければ意思決定に至る過程の検証が困難になると認められるときは、内閣府又は規制所管府省庁のいずれかが当該調整を行った相手方へ申し出ることにより合意議事録を作成することとし、この申出を受けた相手方は、誠実に対応しなければならないものとする。